平成２６年（フ）第７９５３号
埼玉県白岡市小久喜146―２
債務者　大塚けい子
１　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９５４号
東京都昭島市松原町１丁目１―20―432
債務者　古谷　友香（旧姓畠山）
１　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１１号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪771番地　セジュール吹上103、前住所静岡県浜松市南区石原町553番地の１　メゾンイシハラ201号
債務者　礒部佐知子
１　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
５　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
静岡市駿河区桃園町18番11―603号
債務者　宮内　憲男
１　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年11月18日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第９０号
東京都大田区萩中３丁目27―16
破産者　梅田　和芳
１　決定年月日　平成26年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４６０号
京都市西京区松尾大利町20番地の１
破産者　株式会社京都国際
１　決定年月日　平成26年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４号
高知市長浜4450番地６
破産者　株式会社アミューズ
１　決定年月日　平成26年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３１２号
埼玉県白岡市彦兵衛22番地67
破産者　木村　健吉
１　決定年月日　平成26年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
千葉県印旛郡酒々井町上本佐倉清光寺　コーポＹＡＭＡＧＵＴＩ１号棟202号室、開始決定時の住所千葉県山武市埴谷1921番地42
破産者　山﨑　　聡
１　決定年月日　平成26年８月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２７号
岐阜県可児市羽生ケ丘３丁目127番地
破産者　黒川　　大
１　決定年月日　平成26年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第４０４号
高知県香南市赤岡町185番地
破産者　南　　悟
１　決定年月日　平成26年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６７号
鹿児島県鹿児島市城南町７番47号　第２トーカンマンション807号
破産者　東　　利昭
１　決定年月日　平成26年８月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１６１６号
福岡市博多区東光寺町１丁目11番７号
破産者　九州サンエス有限会社
１　決定年月日　平成26年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２２号
福岡市東区松田１丁目４番17号
破産者　株式会社川島土木運輸
１　決定年月日　平成26年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６１号
福岡市城南区別府４丁目９番８号
破産者　株式会社クリキデンタル商会
１　決定年月日　平成26年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１０号
沖縄県那覇市曙１丁目８番１号
破産者　ディーケーエス株式会社
１　決定年月日　平成26年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１９３１号
横浜市南区大岡２丁目19番16号
破産者　有限会社林製作所
１　決定年月日　平成26年８月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６５号
東京都三鷹市北野２丁目６番35号
破産者　日置　一雄
１　決定年月日　平成26年８月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
秋田県能代市河戸川字西山１番地
破産者　株式会社栄進
１　決定年月日　平成26年８月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
秋田地方裁判所能代支部